

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第82条—<u>第85条の2</u>）</p> <p>第2節～第6節 略</p> <p>第3章～第8章 略</p> <p>付則</p> <p><u>（出席委員に関する措置）</u></p> <p><u>第85条の2 この章における出席委員には、北九州市議会委員会条例（昭和51年北九州市条例第47号）第14条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされた委員を含む。</u></p> <p>（委員外議員の発言）</p> <p>第108条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前2項の場合において、北九州市議会委員会条例第14条の2第1項に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会が開かれているときは、委員でない議員は、あらかじめ、委員長の許可を得て、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。</u></p> <p>（不在委員）</p> <p>第119条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただ</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第82条—<u>第85条</u>）</p> <p>第2節～第6節 略</p> <p>第3章～第8章 略</p> <p>付則</p> <p>（委員外議員の発言）</p> <p>第108条 略</p> <p>2 略</p> <p>（不在委員）</p> <p>第119条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p>

新	旧
<p><u>し、オンラインによる方法で委員会に出席している委員は、この限りでない。</u></p>	